

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

世田谷区の人口は、91万4,957人（令和5年3月1日現在）と東京都特別区部において最多となっている。人口推移については、これまで20歳前後を中心とした若年層の転入等による社会増により増加傾向が続いていたが、令和2年度以降は横ばいで推移している。また、65歳以上人口については、18万6,960人（20.43%）となっており、全国や東京都と比べて少子高齢化の割合は顕著ではないものの、増加傾向であるため、今後、生産年齢人口の構成比の低下が見込まれる。

区内の産業については、多様な小売業やサービス業、そして医療・福祉の事業所が多く、飲食料品の小売業や理・美容、クリーニング、診療所など日々の生活を支える業種が多くなっていることが特徴となっている。近年では、「医療、福祉」の事業所の増加が顕著である一方、製造業の従業者数が平成21年から平成28年にかけて3千人（約35%）減少するなど、産業構造の変化が見られる。

また、区内における中小企業の業況DI調査では、新型コロナウイルス感染症の発生前は、経営上の問題点として「従業員の確保難」を挙げる事業所が多かったが、感染拡大後は、これに加え、「需要の停滞」や「購買ニーズの変化への対応」などを挙げる事業者が増えている。国内市場の縮小化や経済のグローバル化が進む中、区内の中小企業には競争力のさらなる向上とともに社会状況の変化への対応が求められており、生産性向上と労働力不足解消への対応が喫緊の課題となっている。

平成30年度から10年間の区内産業施策の指針となる「世田谷区産業ビジョン」では、商業・工業・農業といった従来の枠組みにとらわれることなく、福祉、環境、建設など多様な産業の横断的な連携による施策展開を重要視している。こうした連携の基盤となる区内企業の産業競争力強化に向け、幅広い業種において新たな産業技術の活用促進を図り、生産性の向上や労働力不足の解消等につなげていく必要がある。

#### (2) 目標

「世田谷区産業ビジョン」では、区内産業全体の生産力の向上や労働力不足の解消に向け、新たな産業技術の活用を促進する取組みを重点に位置づけている。中小企業等経営強化法第49条1項の規定に基づく導入促進基本計画を策

定し、中小企業者の先端設備等を促すことにより、区内産業の産業競争力向上を図るため、計画期間中に40件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本計画において対象となる先端設備等の種類については、世田谷区産業ビジョンにおいて多様な産業による横断的な連携による施策展開を重視している点を踏まえ、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本区においては、区内全域において多種多様な産業が立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、区内全地域を本計画の対象とする。

### (2) 対象業種・事業

本区の産業は、多岐に渡り、多様な業種が区内経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等のほか、公序良俗に反する取組み、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。